

令和8年7月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	7月1日	介護情報基盤との情報連携等対応に係る介護保険システム改修委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	3,641,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
2	7月1日	墨田区立図書館電算システムの保守委託	株式会社サン・データセンター	令和8年度@9,703,211	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（ 令和8年3月4日付け7墨教ひ図第1025号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
3	7月6日	「すみだモダン」パンフレット等作成業務委託	株式会社廣村デザイン事務所	4,000,000	指定事業者は、ブランディングの一環としてのデザインを専門とし、事業開始当初から、その価値を視覚的に上げるロゴマークやパンフレット等の制作を手掛けてきた。本業務は、区の産業ブランディングを訴求するためのものであり、従来のデザインを踏襲しながら、ロゴマークとの親和性の高いデザイン開発と企画構成等、多岐にわたる緻密な意図が求められるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
4	7月6日	軽自動車税システム改修委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	1,848,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
5	7月9日	高齢者福祉サービスのしおり「たんぼぼ」の印刷	株式会社現代けんこう出版	2,069,100	指定事業者は、令和6年度に冊子「たんぼぼ」の企画・データ作成及び印刷一式を受託した事業者である。本契約は、事業者が既存冊子を一部修正及び増刷するものであり、元データの管理・活用や制作経緯の理解が不可欠であることから、本業務を効率的かつ確実に履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
6	7月9日	非常通報装置（110番）機器更新委託	テルウェル東日本株式会社	9,350,000	本件業務は、装置の主要部分について、既設回線等を継続使用しつつ更新するため、既設回線等との適合性確保と更新後の動作保証が必要である。非常通報装置は、その性質上確実に作動させる必要があるため、本件業務を確実に履行できるのは、装置の製造・設置業者であり、現在保守点検業務を受託している指定業者のほかは無い。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
7	7月13日	ウォーキングマップ作成委託	一般社団法人墨田区観光協会	1,676,400	本業務は、健康づくりの視点を基本としつつ、楽しく参加しやすいものとするため、区内の観光名所や観光拠点を取り入れ、区内観光の視点からマップを編集・作成する必要がある。指定業者は、「墨田区観光振興プラン」において、区の観光に関する情報発信の総合的な役割を担っている唯一の区内事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
8	7月17日	認知症ケアパスの印刷	株式会社社会保険出版社	2,094,400	指定事業者は指定製品の著作権を有しているため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
9	7月21日	庁舎屋上清掃用ゴンドラ改修に伴う防災行政無線アンテナ設備への影響調査委託	株式会社国際電気	4,070,000	調査対象となる防災行政無線アンテナ設備は、指定事業者（旧社名：株式会社日立国際電気）が納入したものであり、当該設備の構造などの専門知識を有していることから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは指定事業者しかいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
10	7月24日	令和8年(第49回)隅田川花火大会における観客誘導・整理業務委託	シンティ警備株式会社	2,032,800	本件誘導・整理業務は、主催者である隅田川花火大会実行委員会が自主警備の一環として配備する警備業法上の警備活動を補完するものである。実行委員会では、当該警備業務について、指定事業者を相手とした契約を締結している。そのため、本件誘導・整理業務についても、同一事業者による一体的管理の下で業務を執行しなければ、適切且つ円滑な自主警備活動を行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
11	7月30日	電線共同溝システムデータ入力業務委託	NTTインフラネット株式会社 首都圏事業部東京支店	1,375,000	本業務は、電線共同溝の整備資料を確認・整理し、標準型電線共同溝システムの入力ルールに従い適切にデータ登録を行うものである。入力データは、電線共同溝の占用料徴収と設備管理の基礎となるため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく占用申請・許可等に関する正確な知識とシステム固有の入力仕様への精通が不可欠である。 指定事業者は本システムの開発元であり、システムの構成・操作と、電線共同溝に関する法的知識を併せ持つ唯一の事業者であるため、本業務を正確かつ効率的に履行することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課